

遠隔地取引参加者制度(リモート・メンバーシップ)の利便性向上に係る制度の見直しについて

平素は、本取引所の運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本取引所は、金利先物等取引市場のグローバル化の促進及び海外投資家の取引機会拡充による当市場の活性化を目的として、海外の投資家が本取引所市場に直接参加することを可能にする遠隔地取引参加者制度を導入しております。

今般、別紙のとおり、日本と外国の時差の存在等から、遠隔地取引参加者にとって遵守が困難な規定を見直すとともに、当該取引参加者にとって必要な規定を新たに加え、遠隔地取引参加者制度の一層の利便性向上を図ることといたします。

以 上

遠隔地取引参加者制度（リモート・メンバーシップ）の利便性向上に係る制度要綱(案)

項目	内容	備考
<p>1. 趣旨</p>	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社東京金融取引所（以下、「本取引所」という。）は、本取引所市場の国際化を進め、その結果として流動性を高めることを目的として、海外の投資家が本取引所市場に直接参加することを可能とする遠隔地取引参加者制度を導入している。 当該制度に関し、日本と外国の時差の存在等から遠隔地取引参加者にとって遵守が困難と考えられる規定を見直し、また、外国の投資家が参入することに鑑み必要な規定を新たに設定することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔地取引参加者制度の対象となる商品は以下のとおり。 (1) ユーロ円 3 ヶ月金利先物 (2) ユーロ円 3 ヶ月金利先物オプション取引 (3) 無担保コールオーバーナイト金利先物 (4) GC レポスポット・ネクスト金利先物
<p>2. 遠隔地取引参加者と指定清算参加者との間の値洗い価格差に基づいて算出した金銭・オプション料の授受の期限</p>	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔地取引参加者は、値洗い価格差に基づいて算出した金銭やオプション料に相当する金銭を、原則として、値洗いをを行う日の翌々営業日（指定清算参加者が定める時限）までに、指定清算参加者との間で授受するものとする。 	
<p>3. 受託業務を行う遠隔地取引参加者</p> <p>(1) 差換預託の場合の委託証拠金の管理</p> <p>(2) 顧客に計算上の利益の払出しを行う場合の金</p>	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔地取引参加者は、日本に居住しない顧客から預託を受けた委託証拠金を、本取引所が認める方法により、自己の固有財産と区分して管理しなければならない。 遠隔地取引参加者は、委託証拠金の預託を円通貨以外の通貨建て現金により受けることができる。 遠隔地取引参加者は、顧客に対する計算上の利益の払い出しを円通貨以外の通貨建て現金により行うことができる。 	

項 目	内 容	備 考
<p>銭の種類</p> <p>(3) 転売若しくは買戻し又は最終決済に伴う金銭の授受</p> <p>4. 遠隔地取引参加者による転売・買戻し申告の訂正の時限</p> <p>5. 実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔地取引参加者は、転売若しくは買戻し又は最終決済に伴い算出した金銭やオプション料に相当する金銭を、円通貨以外の金銭により顧客との間で授受することができる。 ・ 計算上の利益の引出し又は証拠金への振替を行っていた場合に、転売若しくは買戻し又は最終決済に伴い算出した顧客が支払い又は返還すべき金銭についても同様とする。 ・ 遠隔地取引参加者の自己取引に係る転売・買戻しの申告内容の訂正の申告時限について、当該転売・買戻しを行った取引日の日中時間帯が属する営業日の翌々営業日の午前 10 時を申告時限とする。 ・ 平成 21 年 6 月 1 日とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔地取引参加者を除く金利先物等取引参加者の自己取引分については、当該転売・買戻しを行った取引日の日中時間帯が属する営業日の翌営業日の午前 10 時を申告時限とする。

以 上